

ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください

周防大島町では、家庭における健全な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため「家庭児童相談室」を設置し、児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、ひとり親家庭等に対し総合的な自立支援を行うため、母子・父子自立支援員による相談もお受けしています。

家庭児童相談

(家庭相談員の相談支援内容)

0歳から18歳までの子どもさんに関する心配ごとについて、家庭相談員が相談に応じています。

～こんな問題を抱えていませんか？～

- 生活・情緒・生活習慣などの悩み
- ことばの遅れ、学習の遅れなど
- 学校、保育所(園)などの生活で困った態度、不登校など
- 乱暴、家出、夜遊びなどの非行の悩み
- 子どもとの関わり方がわからない、いらいらしてつい叩いてしまう等の養育上の悩み
- 家族関係の悩み

※子どもに関することなら、何でもご相談ください。

※必要に応じて児童相談所、教育委員会、健康増進課等と連携しています。

※ご本人で家族からだけに限らず学校、保育所(園)、近所のみなさまからのご相談にも応じています。

ひとり親家庭の相談

(母子・父子自立支援員の相談支援内容)

ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている様々な悩みごとについて、母子・父子自立支援員が相談に応じ、問題解決のお手伝いやアドバイスを行います。

- 配偶者との死別、未婚、離婚などによるひとり親家庭の生活に関する相談全般
- 利用できる各種手当、制度に関する相談全般
- 子どもの高校・大学等の修学費用や父母の技能習得費用、その他貸付に関する相談
- 資格取得、職業訓練、就職活動に関する相談

※相談は無料で、個人の秘密は守られますので安心してご相談ください。

※訪問などで不在の場合もありますので、あらかじめ電話でご確認ください。電話や手紙などでも相談できます。

■受付窓口および問い合わせ

福祉課(福祉事務所) ☎0820(77)5505
受付時間(平日のみ)午前8時30分～午後5時15分



架空請求サギのハガキにご用心を!

詐欺ハガキが大流行しています!

今年は十数年ぶりの大流行の年で、山口県内で爆発的に詐欺ハガキの相談が増えています。

雰囲気や内容が似ているハガキが届いたら、相手方に連絡する前にご相談ください。

代表的なおかしな点

- ① 裁判の通知は封書「特別送達」で送られてきます
- ② 訴訟の相手や内容について書かれていません
- ③ 訴訟の取り下げは訴えた人にしかできません
- ④ 最終期日が短すぎます

内容すべてがまったくのデタラメでつじつまが合いません。文面は時期によって微妙に変わるので、おおよそこのハガキに雰囲気が似ていると感じたら消費生活センターにご相談ください。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)285 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年1月16日

法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関3丁目2番10号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5877-8505
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

ご相談は… 柳井地区広域消費生活センター ☎0820(22)2125